

「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会のご案内

道路運送法では原則、自家用車積載車（白ナンバー）による有償運送行為（代金を徴収しての運送）は禁止されており、有償運送を行う場合には、運送事業の営業許可（緑ナンバー）が必要でしたが、平成23年に許可の取扱いが改正され、事故車等の排除業務のみの運送については、自家用車積載車による有償運送行為の許可を得ることが可能になりました。許可をご希望の事業者の方は受講申込書にてお申し込みください。

※令和5年1月18日に同講習を受講し、許可を受けている会員事業者で、継続申請の時期にある会員事業者には、別途郵送でご案内しております。

記

1. 実施日 令和8年1月15日（木）
受付 9:15～ 9:45
研修 10:00～16:30
※時間厳守でお願いいたします。また、昼食は各自ご用意ください。
2. 開催場所 千葉県自動車会館 4Fホール （千葉市美浜区新港156）
3. 対象者 1事業者1名
○同一の事業者で複数の事業場に車積載車をお持ちの場合は、1事業者1名の受講で、複数の事業場の車積載車申請を行うことが出来ます。但し、研修内容について社内教育を行ってください。
4. 募集定員 60名（定員を超えた場合、申し込みを締め切らせていただきます。）
5. 受講料 会 員 5,100円（税込）
会 員 外 8,700円（税込）
テキスト代 500円（税込） ※令和5年度よりテキスト（橙色）が改訂されたため改めてご購入をお願いします。
6. 持参品 受講料、テキスト代、申請する車積載車等の自動車検査証（写し）※電子車検証の場合には自動車検査証記録事項（写し）、任意保険証（写し）、筆記具、当会より返信した受付印と受付番号の記載がある受講申込書
7. 申込方法 令和7年12月19日（金）までに「受講申込書」に必要事項を記入し、FAXでお申し込みください。
FAX 043-241-5345
8. その他 振興会会員であって、車積載車の使用の本拠の位置が千葉県内にあるものは書類を取りまとめ、申請いたします。研修当日に書類が揃わなかった場合は、後日郵送や、FAXによるご対応をお願いすることがございますので、予めご了承ください。
※会員以外の方は、研修修了時に「受講証明書」を交付しますので、その他申請に必要な書類と併せて直接申請してください。
※使用の本拠が他県の車両については、研修修了時に「受講証明書」を交付しますので、当該使用の本拠の運輸支局へ直接申請してください。
※許可されるまで期間を要するため、ご希望にそえない場合がございます。予めご了承ください。

以上

お問い合わせ先：一般社団法人 千葉県自動車整備振興会 事業部 TEL 043-241-7256

「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会
受講申込書

開催日時	令和8年1月15日（木） 受付 9：15～ 9：45 研修10：00～16：30	
認証番号	3－	
事業場名		
受講者氏名 （ふりがな）	（ ）	
連絡先 TEL・FAX	TEL	FAX
申請する車積載車 等 のナンバー	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ※10台以上申請で枠内に収まらない場合、欄外に記入又は別紙にて車両ナンバーの一覧を添付してください	
現在受けている 許可証の有無 （該当に○） （有りの場合期間記入）	無し 有り （許可期間 年 月 日～ 年 月 日）	

FAX 送り先：一般社団法人 千葉県自動車整備振興会 事業部 FAX043-241-5345

※講習当日は下記のものを持参してください

- ①受講料：会員 5,100 円（税込）
会員外 8,700 円（税込）
- ②テキスト代：500 円（税込）※令和5年度よりテキストが改訂されたため改めてご購入下さい。
- ③筆記具
- ④申請する車積載車等の自動車検査証(写し)
※電子車検証の場合には自動車検査証記録事項（写し）
- ⑤申請する車積載車等の任意保険証(写し)※保険期間、契約車のナンバー、対人賠償(無制限)が分かるようにコピーをお願いします。複数枚可。
- ⑥持参可能な方は印鑑（個人事業主の方は認印、法人の方は社印（角印））
- ⑦当会より返信した受付印と受付番号の記載がある受講申込書

受付印	受付番号